

誤嚥防止術を依頼した理由

進行性で根治治療法のない疾患である。よって、いずれは嚥下不可能となる時期がくることは確定である。

誤嚥防止術により嚥下機能が改善することはない。

しかし、

1. 本人は、可能な限り長く経口摂取を希望している
2. 本人、家族ともに可能な限り在宅療養を希望している
3. 唾液の気道内流入のため、仰臥位保持が困難であり、常に側臥位臥床となっている。側臥位臥床では、流涎が顕著で熟睡困難である

以上のことより、誤嚥防止術を依頼した。